

鳥取県東部広域行政管理組合 平成27年度 第1回正副管理者会議

日 時 平成27年7月8日（水）10:00～12:00
場 所 鳥取県東部広域行政管理組合事務局 分庁舎会議室

— 日 程 —

【1】開 会

【2】管理者あいさつ

【3】議 事

[1] 議会臨時会（平成27年7月22日招集予定）提出議案

- 1 平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）
《議案第8号》（案）…………… 1
- 2 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について
《議案第9号》（案）…………… 4
- 3 財産の取得について《議案第10号》（案）…………… 15
- 4 財産の取得について《議案第11号》（案）…………… 16
- 5 鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について
《議案第12号》（案）…………… 17
- 6 専決処分事項の報告及び承認について《議案第13号》（案）…………… 18

[2] その他

- 1 可燃物処理施設整備事業の状況について
- 2 コンポストセンターいなばの廃止について
- 3 事務局職員の採用計画について（案）

【4】そ の 他

[1] 今後の行事予定について…………… 20

[2] その他

【5】閉 会

平成27年度 第1回正副管理者会議出席者

[正副管理者]

職 名	氏 名
管理者 鳥取市長	深澤 義彦
副管理者 岩美町長	榎本 武利
副管理者 智頭町長	寺谷 誠一郎
副管理者 若桜町長	小林 昌司
副管理者 八頭町長	吉田 英人
副管理者 鳥取市副市長	羽場 恭一

[鳥取県東部広域行政管理組合]

局	職 名	氏 名
事 務 局	事務局長	東田 義博
	次長兼総務課長	田中 利明
	総務課長補佐兼庶務係長	坂本 清美
	総務課主任	瀬村 義浩
	生活環境課長	遠藤 全
	生活環境課参事	稲村 明仁
	生活環境課長補佐兼環境管理係長	小清水 輝彦
消 防 局	消防局長	村上 義弘
	次長兼消防総務課長	盛田 佳裕
	消防総務課長補佐	渡辺 定弘

【3】議 事

[1] 議会臨時会（平成27年7月22日招集予定）提出議案

1 平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号） 《議案第8号》（案）

(1) 歳入歳出補正総額

補 正 前	補 正 額	補 正 後
5,332,998 千円	200,810 千円	5,533,808 千円

ア 歳入補正額の主な内容

- 市町負担金の増 (200,810 千円)

イ 歳出補正額の主な内容

- 可燃物処理施設整備に係る送電線接続工事負担金等の増 (200,810 千円)

(2) 歳入歳出総括表

[歳 入]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 分担金及び負担金	4,215,774	200,810	4,416,584
2 使用料及び手数料	7,915	0	7,915
3 国庫支出金	978	0	978
4 県支出金	5,306	0	5,306
5 財産収入	67,620	0	67,620
6 繰入金	569,686	0	569,686
7 繰越金	500	0	500
8 諸収入	5,419	0	5,419
9 組合債	459,800	0	459,800
歳入合計	5,332,998	200,810	5,533,808

[歳 出]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議会費	3,230	0	3,230
2 総務費	116,686	0	116,686
3 民生費	67,716	0	67,716
4 衛生費	1,404,278	200,810	1,605,088
5 消防費	3,386,794	0	3,386,794
6 公債費	351,294	0	351,294
7 予備費	3,000	0	3,000
歳出合計	5,332,998	200,810	5,533,808

(3) 普通負担金（補正前比較）

（単位：千円）

市 町 名		運 営 費	介 護 認 定 審 査 費	障 害 者 総 合 支 援 審 査 費	休 日 急 患 歯 科 診 療 費	火 葬 場 費	不 燃 物 処 理 費	不 燃 物 処 理 場 跡 地 利 用 施 設 費	し 尿 処 理 費	集 落 排 水 処 理 費	可 燃 物 処 理 費	消 防 費	合 計
鳥 取 市	補 正 後	83,509	48,804	1,553	1,426	20,948	355,107	2,430	104,932	78,334	236,199	2,144,343	3,077,585
	補 正 前	83,128	48,804	1,553	1,426	20,948	355,107	2,430	104,932	78,334	65,018	2,144,343	2,906,023
	比 較	381	0	0	0	0	0	0	0	0	171,181	0	171,562
岩 美 町	補 正 後	5,992	3,797	181	91	1,462	21,807	152	14,580	3,802	12,095	156,970	220,929
	補 正 前	6,077	3,797	181	91	1,462	21,807	152	14,580	3,802	3,329	156,970	212,248
	比 較	△ 85	0	0	0	0	0	0	0	0	8,766	0	8,681
智 頭 町	補 正 後	4,224	2,476	167	52	—	13,168	95	9,553	8,625	7,453	110,030	155,843
	補 正 前	4,309	2,476	167	52	—	13,168	95	9,553	8,625	2,052	110,030	150,527
	比 較	△ 85	0	0	0	—	0	0	0	0	5,401	0	5,316
若 桜 町	補 正 後	2,276	1,287	127	29	534	6,065	48	2,493	1,154	3,699	66,100	83,812
	補 正 前	2,318	1,287	127	29	534	6,065	48	2,493	1,154	1,018	66,100	81,173
	比 較	△ 42	0	0	0	0	0	0	0	0	2,681	0	2,639
八 頭 町	補 正 後	9,867	5,387	235	118	2,125	28,612	227	8,672	31,098	17,636	259,609	363,586
	補 正 前	10,036	5,387	235	118	2,125	28,612	227	8,672	31,098	4,855	259,609	350,974
	比 較	△ 169	0	0	0	0	0	0	0	0	12,781	0	12,612
補 正 後 合 計		105,868	61,751	2,263	1,716	25,069	424,759	2,952	140,230	123,013	277,082	2,737,052	3,901,755
補 正 前 合 計		105,868	61,751	2,263	1,716	25,069	424,759	2,952	140,230	123,013	76,272	2,737,052	3,700,945
比 較		0	0	0	0	0	0	0	0	0	200,810	0	200,810

2 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について

《議案第9号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

平成27年7月22日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤義彦

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例（平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第28条の2」に、「第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第37条—第41条）」を「第4章 削除」に改める。

第2条第1号ただし書中「役員に関する情報」の次に「であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）をその内容に含まないもの」を加え、同条中第4号を第7号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関

が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第2条第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第8条第1項中「保有個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の4 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第14条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）」を加える。

第15条第2項中「法定」を削る。

第16条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定」を「第14条第2項の規定により」に改める。

第23条第1項中「法定」を削る。

第24条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定」を削る。

第25条第3項中「法定」を削る。

第3章第2節中第28条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の提供先への通知)

第28条の2 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第29条第1項中「本人とする保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）」を加え、同項第1号中「、又は第8条第1項」を「、第8条第1項」に改め、「及び第2項」の次に「並びに第8条の2第1項及び第2項」を、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第2項」の次に「、又は第8条の4」を加え、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定」を削る。

第30条第2項中「法定」を削る。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第37条から第41条まで 削除

第42条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付を受ける場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第46条第2項中「個人情報の開示」の次に「（特定個人情報の開示を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

提案理由

番号法の施行に伴い、同法第31条の規定に基づき特定個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な措置を講ずるとともに、所要の整理をするためである。

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の3）</p> <p>第2章 個人情報の取扱い（第4条—第13条）</p> <p>第3章 開示、訂正等及び利用停止等</p> <p> 第1節 開示（第14条—第23条）</p> <p> 第2節 訂正等（第24条—第28条の2）</p> <p> 第3節 利用停止等（第29条—第33条）</p> <p> 第4節 不服申立て（第34条—第36条）</p> <p>第4章 削除</p> <p>第5章 雑則（第42条—第47条）</p> <p>第6章 罰則（第48条—第52条）</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であつて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）をその内容に含まないものを除く。</p> <p>(2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有している</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の3）</p> <p>第2章 個人情報の取扱い（第4条—第13条）</p> <p>第3章 開示、訂正等及び利用停止等</p> <p> 第1節 開示（第14条—第23条）</p> <p> 第2節 訂正等（第24条—第28条）</p> <p> 第3節 利用停止等（第29条—第33条）</p> <p> 第4節 不服申立て（第34条—第36条）</p> <p>第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第37条—第41条）</p> <p>第5章 雑則（第42条—第47条）</p> <p>第6章 罰則（第48条—第52条）</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除く。</p> <p>（新設）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（新設）</p>

ものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定にする記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) (略)

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 (略)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の4 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有個人情報の開示請求)

第14条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは

(新設)

(4) (略)

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を _____ 利用し、又は提供してはならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(保有個人情報の開示請求)

第14条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 _____

成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）は、

本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第15条 （略）

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の____代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 （略）

（保有個人情報の開示の義務）

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) （略）

(2) 開示請求者（**第14条第2項の規定により**____代理人が本人に代わって開示請求する場合にあつては、当該本人をいう。第4号及び第17条第2項並びに第22条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(8) （略）

（保有個人情報の開示の方法）

第23条 保有個人情報の開示は、第20条第1項に規定する書面により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、当該開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその____代理人であることを実施機関が確認するために必要な書類で規則で定めるものを、実施機関に提示しなければならない。

____は、

本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第15条 （略）

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の**法定**代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 （略）

（保有個人情報の開示の義務）

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) （略）

(2) 開示請求者（**未成年者又は成年被後見人の法定**代理人が本人に代わって開示請求する場合にあつては、当該本人をいう。第4号及び第17条第2項並びに第22条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(8) （略）

（保有個人情報の開示の方法）

第23条 保有個人情報の開示は、第20条第1項に規定する書面により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、当該開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその**法定**代理人であることを実施機関が確認するために必要な書類で規則で定めるものを、実施機関に提示しなければならない。

2 (略)

(保有個人情報の訂正等の請求)

第24条 (略)

2 _____代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正等の請求(以下「訂正等請求」という。)をすることができる。

(訂正等請求の手続)

第25条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、訂正等請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正等請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正等請求にあつては、訂正等請求に係る保有個人情報の本人の____代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第28条の2 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正等に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(保有個人情報の利用停止等の請求)

第29条 第23条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項、第2項及び第3項の規定に違反して取得されているとき、第8条第1項及び第2項並びに第8条の2第1項及び

2 (略)

(保有個人情報の訂正等の請求)

第24条 (略)

2 **未成年者又は成年被後見人の法定**代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正等の請求(以下「訂正等請求」という。)をすることができる。

(訂正等請求の手続)

第25条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、訂正等請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正等請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正等請求にあつては、訂正等請求に係る保有個人情報の本人の**法定**代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 (略)

(新設)

(保有個人情報の利用停止等の請求)

第29条 第23条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報_____が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項、第2項及び第3項の規定に違反して取得されているとき、又は第8条第1項及び第2項_____

第2項の規定に違反して利用されているとき、**番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき** 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) **第8条第1項及び第2項、又は第8条の4**の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 _____ 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求をすることができる。

（利用停止等請求の手続）

第30条 （略）

2 前項の場合において、利用停止等請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止等請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止等請求にあつては、利用停止等請求に係る保有個人情報の本人の_____代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 （略）

第4章 削除

第37条から第41条まで 削除

_____の規定に違反して利用されているとき

_____ 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項及び第2項_____の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 **未成年者又は成年被後見人の法定**代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求をすることができる。

（利用停止等請求の手続）

第30条 （略）

2 前項の場合において、利用停止等請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止等請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止等請求にあつては、利用停止等請求に係る保有個人情報の本人の**法定**代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 （略）

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護（指針の作成等）

第37条 管理者は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保することができるよう、個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表するものとする。

2 管理者は、事業者において個人情報の取扱いが適正に行われるよう、前項の指針に即して必要な指導及び助言を行うものとする。

（事業者に対する措置）

第38条 管理者は、事業者が個人情報を不適切に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を

求めることができる。

2 管理者は、事業者が前項の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同項の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 管理者は、事業者が前項に規定する勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、管理者は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴取しなければならない。

(苦情相談の処理)

第39条 管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第40条 管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(適用除外)

第41条 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれの当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的

(2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

(3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

(4) 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

(費用の負担)

第42条 (略)

2 (略)

**3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付を受け
る場合において、当該開示請求者について経済
的困難その他特別の理由があると認めるとき
は、当該写しの作成に要する費用を減額し、又
は免除することができる。**

(他の制度との調整等)

第46条 (略)

2 他の法令等(鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例を除く。)の規定により、個人情報の開示**(特定個人情報の開示を除く。)**、訂正等及び利用停止等又はその他の個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(5) 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

2 管理者は、事業者が前項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、第37条及び第38条の規定は、適用しない。

(費用の負担)

第42条 (略)

2 (略)

(新設)

(他の制度との調整等)

第46条 (略)

2 他の法令等(鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例を除く。)の規定により、個人情報の開示_____、訂正等及び利用停止等又はその他の個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 財産の取得について《議案第10号》(案)

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成27年7月22日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

- 1 取得目的 消防自動車の更新に伴い、新規に取得するため
- 2 取得する財産の表示
 - (1) 種類 救助工作車
 - (2) 数量 1台
- 3 取得方法 指名競争入札
- 4 取得金額 金104,652,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 金7,752,000円)
- 5 取得の相手方 鳥取市古海356番地1
株式会社吉谷機械製作所
取締役社長 吉谷 典雄

提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号)第3条の規定により議決を得るためである。

4 財産の取得について《議案第11号》(案)

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成27年7月22日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

- 1 取得目的 消防自動車の更新に伴い、新規に取得するため
- 2 取得する財産の表示
 - (1) 種類 災害対応特殊消防ポンプ自動車
 - (2) 数量 2台
- 3 取得方法 指名競争入札
- 4 取得金額 金63,050,400円
(うち消費税及び地方消費税の額 金4,670,400円)
- 5 取得の相手方 鳥取市古海356番地1
株式会社吉谷機械製作所
取締役社長 吉谷 典雄

提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号)第3条の規定により議決を得るためである。

5 鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について《議案第12号》(案)

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について

次の者を鳥取県東部広域行政管理組合監査委員に選任することについて同意を求める。

平成27年7月22日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤義彦

- 1 住 所 鳥取市面影一丁目7番9号
- 2 氏 名 湯口一文
- 3 生年月日 昭和22年6月14日生

(略歴)

年 月	事 項
昭和41年 3月	最終学歴 鳥取県立鳥取西高等学校 卒業
	経 歴
昭和55年 2月	株式会社徳田商店勤務
昭和58年 6月	税理士登録開業
平成 元年 3月	行政書士登録開業
平成 2年 1月	社会保険労務士登録開業
平成 3年 2月	有限会社おおえのき取締役
平成 3年12月	株式会社徳田商店退職
平成16年 4月	鳥取市監査委員
平成19年 4月	鳥取市代表監査委員
平成19年 7月	鳥取県東部広域行政管理組合代表監査委員 現在に至る。

提案理由

鳥取県東部広域行政管理組規約（昭和53年4月1日許可）第12条第2項の規定により同意を得るためである。

6 専決処分事項の報告及び承認について《議案第13号》(案)

平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算(第2号)

(専決処分日:平成27年3月25日)

(1) 歳入歳出補正総額

補正前	補正額	補正後
4,948,784千円	21,614千円	4,970,398千円

ア 歳入補正額の主な内容

○ 基金繰入金の増(退職手当金積立基金) (21,614千円)

イ 歳出補正額の主な内容

○ 退職手当金の増 (21,614千円)

(2) 歳入歳出総括表

[歳 入]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 分担金及び負担金	3,976,275	0	3,976,275
2 使用料及び手数料	8,092	0	8,092
3 国庫支出金	803	0	803
4 県支出金	5,572	0	5,572
5 財産収入	68,757	0	68,757
6 繰入金	453,131	21,614	474,745
7 繰越金	67,353	0	67,353
8 諸収入	17,201	0	17,201
9 組合債	351,600	0	351,600
歳入合計	4,948,784	21,614	4,970,398

[歳 出]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議会費	2,124	0	2,124
2 総務費	117,303	0	117,303
3 民生費	67,854	0	67,854
4 衛生費	1,312,108	0	1,312,108
5 消防費	3,171,968	21,614	3,193,582
6 公債費	274,427	0	274,427
7 予備費	3,000	0	3,000
歳出合計	4,948,784	21,614	4,970,398

【4】その他

【1】今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
7月13日(月) 10:00～	議会運営委員会	鳥取市役所会議室	
7月22日(水) 10:00～	議会臨時会	鳥取市役所議場	正副管理者出席

【2】その他